一、鉄甲冑（肩甲・頚甲共）	一領		
一、刀剣類			
刀身残欠共	十四口		
剣身残欠共	四口		
一、矛身残欠共	五口		
一、鉄鏃残欠共	百十本		
一、鉄轡	一箇		
一、工具類			
鉄斧	四箇		
鉄鎌残欠共	一箇		
鉄刀子残欠	一口		
鉄鍬	一箇		
鉄鎩残欠共	六箇		
鉄鏃	九枚		
一、須恵器	十一箇		
一、土師器	二箇		
（以上第三主体部出土）			
附一、玉類	一括		
一、須恵器残欠	一括		
一、土師器残欠	一括		
一、埴輪残欠	一括		
一、鉄製品残欠	一括		
（以上墳丘出土）			

○文部科学省告示第百二十号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表の下欄の員数に改める。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（絵画の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
旧永島家襖絵　曽我蕭白筆	平成十年文部省告示第百十二号及び平成二十六年文部科学省告示第百十一号		旧永島家襖絵　曽我蕭白筆	三重県（三重県立美術館保管）	三重県津市広明町一三
紙本墨画山水図　八面			紙本墨画山水図　八面		
紙本墨画竹林七賢図　八面			紙本墨画竹林七賢図　八面		
紙本墨画淡彩波濤群禽図　十三面			紙本墨画淡彩波濤群禽図　十二面		
紙本墨画淡彩松鷹図　五面			紙本墨画淡彩松鷹図　五面		
紙本墨画禽獣図　四面			紙本墨画禽獣図　四面		
紙本墨画淡彩狼狢図　三面			紙本墨画淡彩狼狢図　三面		
紙本墨画牧牛図　四面			紙本墨画牧牛図　四面		